

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

①有価証券の評価方法

- ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格による時価法

②棚卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法に基づく原価法

③固定資産の減価償却の方法

- ・リース資産を除く減価償却資産・・・定額法
- ・リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④引当金の計上基準

・退職給付引当金

平成27年10月1日に京都府民間社会福祉施設職員共済会(以下「共済会」)から京都社会福祉事業企業年金基金(以下「基金」)へ移行したことに伴う退職給付引当金の取崩処理(3年均等取崩)は当年度において完了した。基金制度の対象者にかかる掛金額は費用処理している。尚、旧共済会制度の適用対象者(一部)については、共済会からの退職金要支給額を退職給付引当金に計上している。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

⑤消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度については、平成27年10月1日より基金へ移行した。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ①法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- ②事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- ③社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- ④当法人では収益事業を実施していないため作成していない。
- ⑤各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 養護老人ホーム(社会福祉事業)
 - 「養護老人ホーム長生園」
 - 「長生園特定施設入居者生活介護」
 - イ 介護保険施設(社会福祉事業)
 - 「本部」
 - 「特別養護老人ホーム長生園」
 - 「長生園老人短期入所事業」
 - 「デイサービスセンター長生園」
 - 「長生園第2デイサービスセンター」
 - 「グループホーム幸せの里」
 - 「ヘルパーステーション長生園」
 - 「長生園居宅介護支援事業所」
 - ウ 軽費老人ホーム(社会福祉事業)
 - 「ケアハウス長生園」
 - 「あんしんサポートハウス光華苑」
 - エ 診療所(公益事業)
 - 「長生園診療所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	427,961,107	0	0	427,961,107
建物	2,333,577,423	0	114,583,152	2,218,994,271
建物附属設備	326,228,117	0	33,587,481	292,640,636
合計	3,087,766,647	0	148,170,633	2,939,596,014

当期減少額は減価償却によるものである。

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	346,399,014	円
建物（基本財産）	2,511,634,905	円（但し、建物附属設備を含む）
合計	2,858,033,919	円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 437,087,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	4,104,166,432	1,885,172,161	2,218,994,271
建物附属設備	1,787,281,713	1,494,641,077	292,640,636
小計	5,891,448,145	3,379,813,238	2,511,634,907
その他の固定資産			
建物	3,456,078	1,482,377	1,973,701
建物附属設備	4,298,390	2,401,957	1,896,433
構築物	266,463,801	132,676,867	133,786,934
車輛運搬具	64,015,158	49,015,520	14,999,638
器具及び備品	456,496,450	399,166,984	57,329,466
有形リース資産	16,414,164	9,313,515	7,100,649
ソフトウェア	11,050,000	9,711,760	1,338,240
権利	2,631,900	906,091	1,725,809
小計	824,825,941	604,675,071	220,150,870
合計	6,716,274,086	3,984,488,309	2,731,785,777

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	206,093,929	0	206,093,929
未収補助金	9,143,792	0	9,143,792
合計	215,237,721	0	215,237,721

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者	野中 一二三	-	-	法人の理事長	-	-	-	当法人の借入に対する被保証 (注1)	273,521,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当法人は借入に対して理事長 野中一二三より債務保証を受けている。
なお保証料の支払は行っていない。

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

期末日返済借入金（6,916,000円）及び支払利息（272,363円）については、当期の末日は金融機関の休日であったが、末日に返済が行われたものとして借入金を減額し、設備資金借入金元金償還支出に含めるとともに事業未払金又は仮受金として計上している。

計算書類に対する注記（養護老人ホーム拠点区分用）

1. 重要な会計方針

①有価証券の評価方法

- ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格による時価法

②棚卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法に基づく原価法

③固定資産の減価償却の方法

- ・リース資産を除く減価償却資産・・・定額法
- ・リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

平成27年10月1日に京都府民間社会福祉施設職員共済会（以下「共済会」）から京都社会福祉事業企業年金基金（以下「基金」）へ移行したことに伴う退職給付引当金の取崩処理（3年均等取崩）は当年度において完了した。基金制度の対象者にかかる掛金額は費用処理している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

⑤消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度については、平成27年10月1日より基金へ移行した。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

拠点区分におけるサービス区分の内容

養護老人ホーム（社会福祉事業）

「養護老人ホーム長生園」

「長生園特定施設入居者生活介護」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,080,648	0	0	15,080,648
建物	196,265,220	0	10,535,093	185,730,127
建物附属設備	8,120,107	0	1,657,630	6,462,477
合計	219,465,975	0	12,192,723	207,273,252

当期減少額は減価償却によるものである。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	15,080,648	円
建物（基本財産）	192,192,604	円（但し、建物附属設備を含む）
合計	207,273,252	円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 14,406,400 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	405,195,956	219,465,829	185,730,127
建物附属設備	160,424,374	153,961,897	6,462,477
小計	565,620,330	373,427,726	192,192,604
その他の固定資産			
構築物	8,178,316	8,178,315	1
車両運搬具	7,057,620	7,057,618	2
器具及び備品	33,088,555	31,725,476	1,363,079
ソフトウェア	2,661,750	2,661,750	0
小計	50,986,241	49,623,159	1,363,082
合計	616,606,571	423,050,885	193,555,686

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	860,775	0	860,775
未収補助金	883,776	0	883,776
合計	1,744,551	0	1,744,551

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

期末日返済借入金(63,630円)及び支払利息(11,362円)については、当期の末日は金融機関の休日であったが、末日に返済が行われたものとして借入金を減額し、設備資金借入金元金償還支出に含めるとともに介護保険施設拠点の仮受金として計上している。

計算書類に対する注記（介護保険施設拠点区分用）

1. 重要な会計方針

①有価証券の評価方法

- ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格による時価法

②棚卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法に基づく原価法

③固定資産の減価償却の方法

- ・リース資産を除く減価償却資産・・・定額法
- ・リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④引当金の計上基準

・退職給付引当金

平成27年10月1日に京都府民間社会福祉施設職員共済会（以下「共済会」）から京都社会福祉事業企業年金基金（以下「基金」）へ移行したことに伴う退職給付引当金の取崩処理（3年均等取崩）は当年度において完了した。基金制度の対象者にかかる掛金額は費用処理している。尚、旧共済会制度の適用対象者（一部）については、共済会からの退職金要支給額を退職給付引当金に計上している。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

⑤消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度については、平成27年10月1日より基金へ移行した。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

拠点区分におけるサービス区分の内容

介護保険施設(社会福祉事業)

「本部」

「特別養護老人ホーム長生園」

「長生園老人短期入所事業」

「デイサービスセンター長生園」

「長生園第2デイサービスセンター」

「グループホーム幸せの里」

「ヘルパーステーション長生園」

「長生園居宅介護支援事業所」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	322,349,875	0	0	322,349,875
建物	1,508,887,573	0	75,185,631	1,433,701,942
建物附属設備	167,912,866	0	19,571,047	148,341,819
合計	1,999,150,314	0	94,756,678	1,904,393,636

当期減少額は減価償却によるものである。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	247,455,614 円	
建物（基本財産）	1,582,043,761 円	（但し、建物附属設備を含む）
合計	1,829,499,375 円	

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 211,479,800 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,736,907,803	1,303,205,861	1,433,701,942
建物附属設備	1,150,824,117	1,002,482,298	148,341,819
小計	3,887,731,920	2,305,688,159	1,582,043,761
その他の固定資産			
建物	3,456,078	1,482,377	1,973,701
建物附属設備	3,460,970	2,122,817	1,338,153
構築物	216,163,600	98,983,445	117,180,155
車輛運搬具	54,582,748	40,245,791	14,336,957
器具及び備品	335,077,462	293,239,804	41,837,658
有形リース資産	16,414,164	9,313,515	7,100,649
ソフトウェア	6,303,850	5,660,410	643,440
権利	709,500	476,758	232,742
小計	636,168,372	451,524,917	184,643,455
合計	4,523,900,292	2,757,213,076	1,766,687,216

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	199,443,319	0	199,443,319
未収補助金	209,576	0	209,576
合計	199,652,895	0	199,652,895

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

期末日返済借入金（6,652,390円）及び支払利息（225,291円）については、当期の末日は金融機関の休日であったが、末日に返済が行われたものとして借入金を減額し、設備資金借入金元金償還支出に含めるとともに事業未払金又は仮受金として計上している。

計算書類に対する注記（軽費老人ホーム拠点区分用）

1. 重要な会計方針

①有価証券の評価方法

- ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格による時価法

②棚卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法に基づく原価法

③固定資産の減価償却の方法

- ・リース資産を除く減価償却資産・・・定額法
- ・リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

平成27年10月1日に京都府民間社会福祉施設職員共済会（以下「共済会」）から京都社会福祉事業企業年金基金（以下「基金」）へ移行したことに伴う退職給付引当金の取崩処理（3年均等取崩）は当年度において完了した。基金制度の対象者にかかる掛金額は費用処理している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

⑤消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- ・京都府民間社会福祉施設職員共済会の実施する退職共済制度については、平成27年10月1日より基金へ移行した。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

拠点区分におけるサービス区分の内容

軽費老人ホーム（社会福祉事業）

「ケアハウス長生園」

「あんしんサポートハウス光華苑」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	83,862,752	0	0	83,862,752
建物	628,424,629	0	28,862,428	599,562,201
建物附属設備	150,195,143	0	12,358,804	137,836,339
合計	862,482,524	0	41,221,232	821,261,292

当期減少額は減価償却によるものである。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	83,862,752 円
建物（基本財産）	737,398,540 円（但し、建物附属設備を含む）
合計	821,261,292 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 211,200,800 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	926,062,673	326,500,472	599,562,201
建物附属設備	475,152,747	337,316,408	137,836,339
小計	1,401,215,420	663,816,880	737,398,540
その他の固定資産			
建物附属設備	837,420	279,140	558,280
構築物	41,952,306	25,345,529	16,606,777
車輛運搬具	2,374,790	1,712,111	662,679
器具及び備品	59,158,063	48,169,047	10,989,016
ソフトウェア	2,084,400	1,389,600	694,800
権利	1,922,400	429,333	1,493,067
小計	108,329,379	77,324,760	31,004,619
合計	1,509,544,799	741,141,640	768,403,159

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	157,456	0	157,456
未収補助金	8,050,440	0	8,050,440
合計	8,207,896	0	8,207,896

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

期末日返済借入金（199,980円）及び支払利息（35,710円）については、当期の末日は金融機関の休日であったが、末日に返済が行われたものとして借入金を減額し、設備資金借入金元金償還支出に含めるとともに介護保険施設拠点の仮受金として計上している。

計算書類に対する注記（診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

①有価証券の評価方法

- ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格による時価法

②棚卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法に基づく原価法

③固定資産の減価償却の方法

- ・リース資産を除く減価償却資産・・・定額法
- ・リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

平成27年10月1日に京都府民間社会福祉施設職員共済会（以下「共済会」）から京都社会福祉事業企業年金基金（以下「基金」）へ移行したことに伴う退職給付引当金の取崩処理（3年均等取崩）は当年度において完了した。基金制度の対象者にかかる掛金額は費用処理している。

- ・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

⑤消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

拠点区分におけるサービス区分の内容

診療所（公益事業）
「長生園診療所」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	6,667,832	0	0	6,667,832
建物	1	0	0	1
建物附属設備	1	0	0	1
合計	6,667,834	0	0	6,667,834

当期減少額は減価償却によるものである。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	36,000,000	35,999,999	1
建物附属設備	880,475	880,474	1
小計	36,880,475	36,880,473	2
その他の固定資産			
構築物	169,579	169,578	1
器具及び備品	29,172,370	26,032,657	3,139,713
小計	29,341,949	26,202,235	3,139,714
合計	66,222,424	63,082,708	3,139,716

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,632,379	0	5,632,379
合計	5,632,379	0	5,632,379

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし